

公益信託の引受けの許可及び監督に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 10 月 19 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 63 号

公益信託の引受けの許可及び監督に関する条例の一部を改正する条例

公益信託の引受けの許可及び監督に関する条例（平成 11 年岩手県条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（目的）</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>信託法</u>（大正11年法律第62号。以下「法」という。）<u>第 66条</u>に規定する公益信託で知事又は教育委員会（以下「知事等」という。）の所管に属するものの引受けの許可及び監督について定めることを目的とする。</p> <p>（引受けの許可の申請）</p> <p>第 2 条 <u>法第68条</u>の規定により公益信託の引受けの許可を受けようとする者は、申請書に規則又は教育委員会規則（以下「規則等」という。）で定める書類を添えて、知事（教育委員会の所管に属する公益信託にあっては、教育委員会）に提出しなければならない。</p> <p>（財産の移転の報告）</p> <p>第 3 条 公益信託の引受けを許可された受託者は、速やかに信託財産の移転を受け、規則等で定めるところにより、これを証する書類及び信託行為の謄本を添えて、その旨を知事等に報告しなければならない。</p> <p>（事業計画書等の提出等）</p> <p>第 4 条 受託者は、<u>毎事業年度</u>（<u>事業年度の定めがない信託にあっては、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。以下同じ。</u>）開始前に、<u>当該事業年度</u>の事業計画書及び収支予算書を知事等に提出しなければならない。</p>	<p>（目的）</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>公益信託ニ関スル法律</u>（大正11年法律第62号。以下「法」という。）<u>第 1 条</u>に規定する公益信託で知事又は教育委員会（以下「知事等」という。）の所管に属するものの引受けの許可及び監督について定めることを目的とする。</p> <p>（引受けの許可の申請）</p> <p>第 2 条 <u>法第 2 条第 1 項</u>の規定により公益信託の引受けの許可を受けようとする者は、申請書に規則又は教育委員会規則（以下「規則等」という。）で定める書類を添えて、知事（教育委員会の所管に属する公益信託にあっては、教育委員会）に提出しなければならない。</p> <p>（財産の移転の報告）</p> <p>第 3 条 公益信託の引受けを許可された受託者は、速やかに<u>信託財産に属する財産</u>の移転を受け、規則等で定めるところにより、これを証する書類及び信託行為の謄本を添えて、その旨を知事等に報告しなければならない。</p> <p>（事業計画書等の提出等）</p> <p>第 4 条 受託者は、<u>毎信託事務年度</u>（<u>信託事務年度の定めがない信託にあっては、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。以下同じ。</u>）開始前に、<u>当該信託事務年度</u>の事業計画書及び収支予算書を知事等に提出しなければならない。</p>
2 [略]	2 [略]

<p>(事業状況報告書等の提出)</p> <p>第5条 受託者は、毎<u>事業年度</u>終了後3月以内に、次に掲げる書類を知事等に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該<u>事業年度</u>の事業状況報告書</p> <p>(2) 当該<u>事業年度</u>の収支決算書</p> <p>(3) 当該<u>事業年度末</u>の財産目録</p> <p>(公告)</p> <p>第6条 受託者は、前条の書類を提出した後、遅滞なく、<u>法第69条第2項</u>の規定により公告を行わなければならない。</p>	<p>(事業状況報告書等の提出)</p> <p>第5条 受託者は、毎<u>信託事務年度</u>終了後3月以内に、次に掲げる書類を知事等に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該<u>信託事務年度</u>の事業状況報告書</p> <p>(2) 当該<u>信託事務年度</u>の収支決算書</p> <p>(3) 当該<u>信託事務年度末</u>の財産目録</p> <p>(公告)</p> <p>第6条 受託者は、前条の書類を提出した後、遅滞なく、<u>法第4条第2項</u>の規定により公告を行わなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。